

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年10月10日

横浜市契約事務受任者
こども青少年局長 福嶋 誠也

1 契約の概要

ナーサリー横浜ポートサイド漏水による緊急排水管交換修繕委託

2 履行（納品）場所

神奈川区大野町1番地25

（横浜ポートサイドプレイス3階 ナーサリー横浜ポートサイド保育所）

3 契約日

令和6年9月28日

4 履行日又は履行期間

契約締結日から令和6年10月19日

5 契約金額

140,000円（概算額）

6 契約の相手方（名称及び所在）

東洋ユニオン株式会社 代表取締役 加藤 宣明

横浜市神奈川区羽沢南2-38-1

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

こども青少年局こども施設整備課で区分所有している物件で運営している認可保育所の床下において、排水管の漏水が発生し、そのことが原因と考えられる落水による下階への被害が出ており、緊急性が高かったため。

8 契約の相手方の選定理由

当該マンション建物の管理会社が、先行して漏水調査を行っていた。管理会社が調査を依頼していた業者と同一業者を選定することで、調査から修繕まで一連の作業として迅速に修繕を実施するため。

9 所管課

こども青少年局こども施設整備課